

平成27年10月2日

組合員各位

女川水産加工業協同組合
代表理事組合長 鈴木 忠吉
(公印省略)

宮城県最低賃金の周知について
【情報提供】

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

組合の業務運営につきましては、日頃格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、宮城労働局長より別添写しのとおり、文書が届いておりますのでご案内させていただきます。

宮城県最低賃金については、本年10月3日から時間額726円に改正されます。

又、宮城労働局では、地域別最低賃金が時間額800円未満の道府県における地域的支援策と位置付けられる業務改善助成金の支給制度を実施しておりますので、参考まで当該リーフレットを同封させて頂きます。

添付資料

1. 宮城労働局長より組合宛の依頼文書（写し）
2. 宮城県最低賃金 726円 リーフレット
3. 業務改善助成金 リーフレット

写

宮労発基 0915 第 1 号
平成 27 年 9 月 24 日

各団体代表者 殿

宮城労働局長



宮城県最低賃金の周知広報について(協力依頼)

労働行政の推進については、平素より御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしておりますが、この度、宮城県最低賃金について、本年 10 月 3 日から時間額 726 円に改正することとなりました。

については、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解いただき、今後送付予定のリーフレット等の内容を貴団体が発行される機関紙において掲載していくいただくことをはじめ、リーフレット等の窓口への備付け、建物内へのポスター掲示するなどにより、貴団体の加入事業者に対する改正された最低賃金額等の周知について、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、宮城労働局では、地域別最低賃金が時間額 800 円未満の道府県における地域的支援策と位置付けられる業務改善助成金の支給制度を実施しているところであり、参考まで当該リーフレットを別途送付させていただきます。

担当部署

宮城労働局 労働基準部 賃金室

担当者 館下、早坂

住所 〒983-8585

仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地

仙台第 4 合同庁舎 8 階

電話 022-299-8841

FAX 022-295-3668

組合長	参事	係	係
（印）	（印）		（印）



宮城県最低賃金

時間額

726 円

16円UP

平成27年10月3日から

働くには、
チェックざんす。
最低賃金



年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者が対象となります。使用者も、労働者も、賃金が最低賃金以上になっているか、必ず確認しましょう。

必ずチェック!
最低賃金 使用者も、労働者も。

- 厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>
- 最低賃金に関する特設サイト <http://www.saitechingin.info/>
- パソコンでも最低賃金がチェックできます! [最低賃金制度](#)

WEBで
チェック!



最低賃金に関するお問い合わせは宮城労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省

80周年記念作品

おそ松さん

©赤塚不二夫／おそ松さん製作委員会

必ずチェック!**最低賃金**使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは?

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかの

チェック方法は?

チェックしたい賃金^(※1)を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較します。^(※2)

(1) 時間給の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

(2) 日給の場合

$$\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間(時間額に換算)} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

(3) 月給の場合

$$\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間(時間額に換算)} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

(4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、

① 基本給(日給) → (2) の計算で時間額を出す

② 各手当(月給) → (3) の計算で時間額を出す

③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、

通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、

日額に換算した額 \geq 特定最低賃金額(日額)

POINT

?



POINT

!

必ず
チェックだね。



あなたの賃金は?
スマホ、携帯で調べよう!



中小企業事業主の

みなさん
ご存知ですか？



最低賃金引上げ支援

業務改善 助成金

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、
従業員の賃金引上げを図るための制度です。

ぜひ、ご検討ください。

平成27年度から交付要件、交付上限額などが変更になりました。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内の時間給800円未満の労働者(雇入れ後6ヶ月を経過していること)の賃金を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(労働生産率の増進に資する設備・器具の導入等)に係る計画を作成し、実施すること。

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輌など社会通念上当然に必要となる経費は除きます。

支給額

常時使用する労働者の数が31人以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。ただし、以下の上限額が設けられています。

①最も低い賃金額を40円以上引き上げた場合	●上限額は100万円
②10人以上(時間給等800円未満)の賃金額を60円以上引き上げた場合	●10~14人引き上げた場合の上限額は130万円 ●15~19人引き上げた場合の上限額は140万円 ●20人以上引き上げた場合の上限額は150万円

※平成26年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は交付対象外となります。

お問い合わせ先

宮城県最低賃金総合相談支援センター

〒980-0014 仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4階 宮城県社会保険労務士会内

☎ 0120-311-615 (電話相談センター)



お問い合わせ・申請先

宮城労働局労働基準部賃金室

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8F

TEL.022-299-8841



●厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>